

島原市の避難情報発令基準等の変更に伴う生徒の登下校について

眉山の表層剥離拡大のため、令和8年9月1日から、気象庁がレベル3の大雨警報を発令した場合、島原市は市内全域に避難指示を発令することになりました。(市の HP を参照：[避難情報発令基準等の変更について / 島原市](#))

1. 避難情報

● 気象情報(気象庁発表)

● レベル2
「大雨注意報(土砂災害注意報)」

● レベル3(相当)
「大雨警報(土砂災害警報)」



◎ 避難情報(島原市発令)

◎ 「警戒レベル3 高齢者等避難」発令
対象地区：安中・白山・霊丘

◎ 「警戒レベル4 避難指示」を全域に発令

■ 変更点

- 早めの避難を呼びかけるため、早い段階で避難情報を発令します。
- 気象庁による「レベル2注意報」発表の場合であっても、特に土石流発生による眉山の土石流下が懸念される安中・白山・霊丘地区を対象に、警戒が必要と市が判断した場合に「警戒レベル3高齢者等避難」を発令します。

(島原市 HP より)

これに伴い、[気象警報発令時における生徒の登校について](#) (本校 HP R.5.29 付お知らせ) に以下の(a)～(c)を追加します。

- (a) 島原市から「警戒レベル3高齢者等避難」(対象地区：安中・白山・霊丘)が発令された場合
時系列警報([気象庁 | 時系列情報\(明日までの警報等の見通し\)](#))を確認した上で安全が確保されている場合、周囲の状況に注意しながら登校してください。(安中、白山、霊丘地区については特に慎重に判断してください。)道路等の状況により登下校することが危険と判断される場合は、安全が確保されるまで登校しないでください。また、その旨を Classi にて学校に連絡してください。
- (b) 島原市から「警戒レベル4避難指示」が発令された場合
午前6時の時点で発令されている場合は、臨時休業とします。登校してはいけません。
- (c) 生徒が登校後に島原市内全域に「避難指示」が発令された場合([島原市防災 Web](#))
「避難指示発令」を Classi でお知らせ→保護者・生徒間で帰宅手段を確認
→保護者から学校へ Classi にて帰宅手段の連絡をお願いします。